

令和6年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の
諸課題に関する調査結果（埼玉県）

調査主体：文部科学省

1 いじめの認知件数の推移

1 いじめの認知件数の推移 埼玉県(国公立)

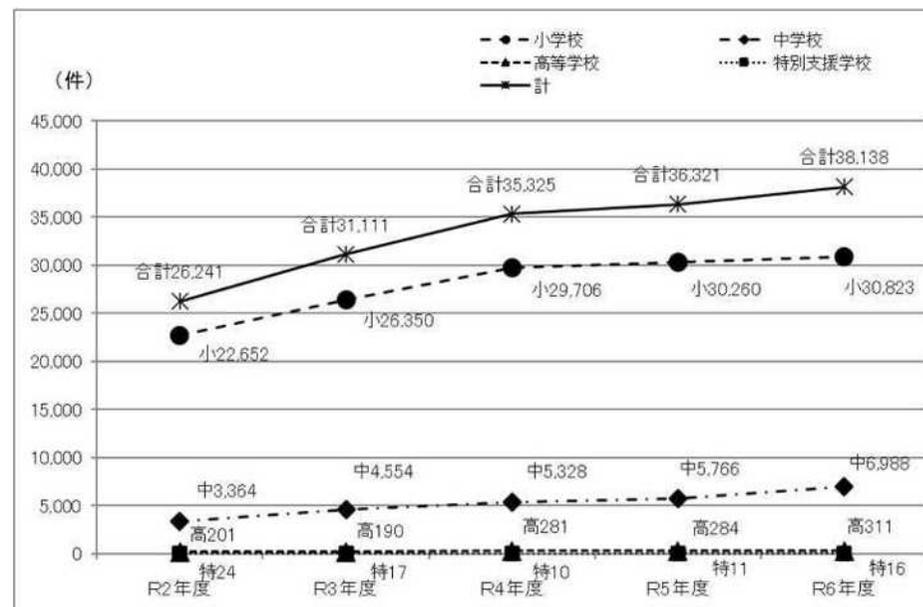
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	22,652	26,350	29,706	30,260	30,823
中学校	3,364	4,554	5,328	5,766	6,988
高等学校	201	190	281	284	311
特別支援学校	24	17	10	11	16
計	26,241	31,111	35,325	36,321	38,138
1,000人当たりの認知件数(埼玉県)	35.7	42.7	48.9	50.7	53.6
1,000人当たりの認知件数(全国)	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3

※いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

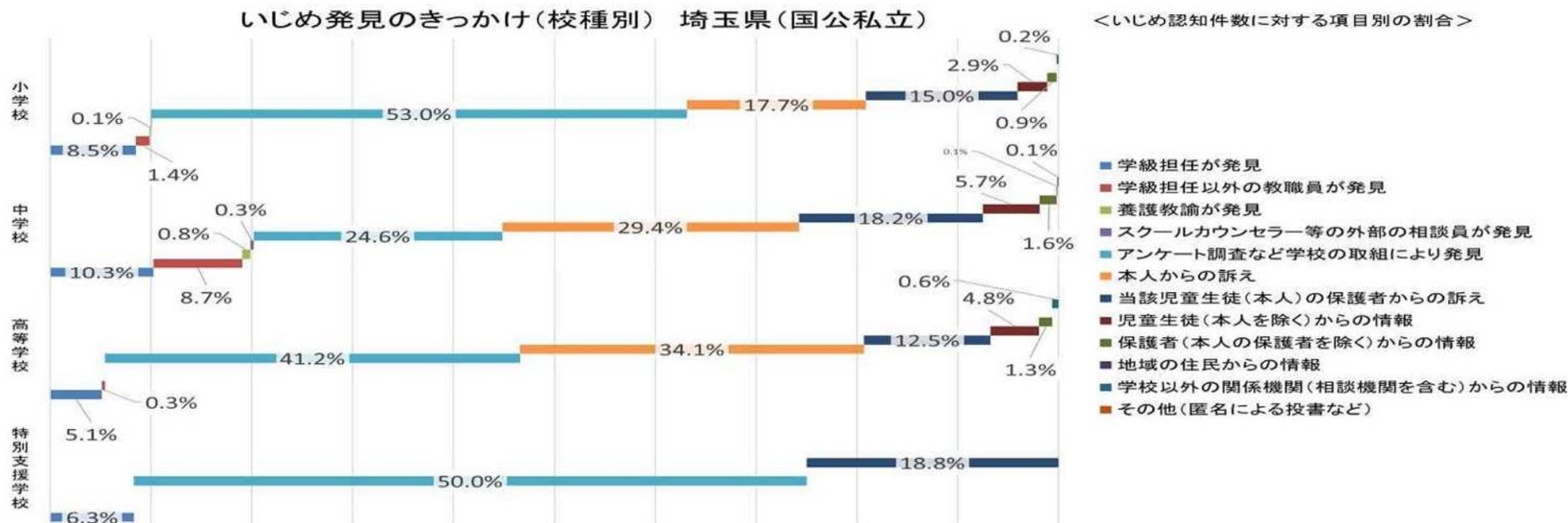
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は38,138件であり、前年度に比べ1817件（5.0%）増加している。
- 校種別では、特に中学校で1222件（21.2%）増加している。

いじめの認知件数の推移

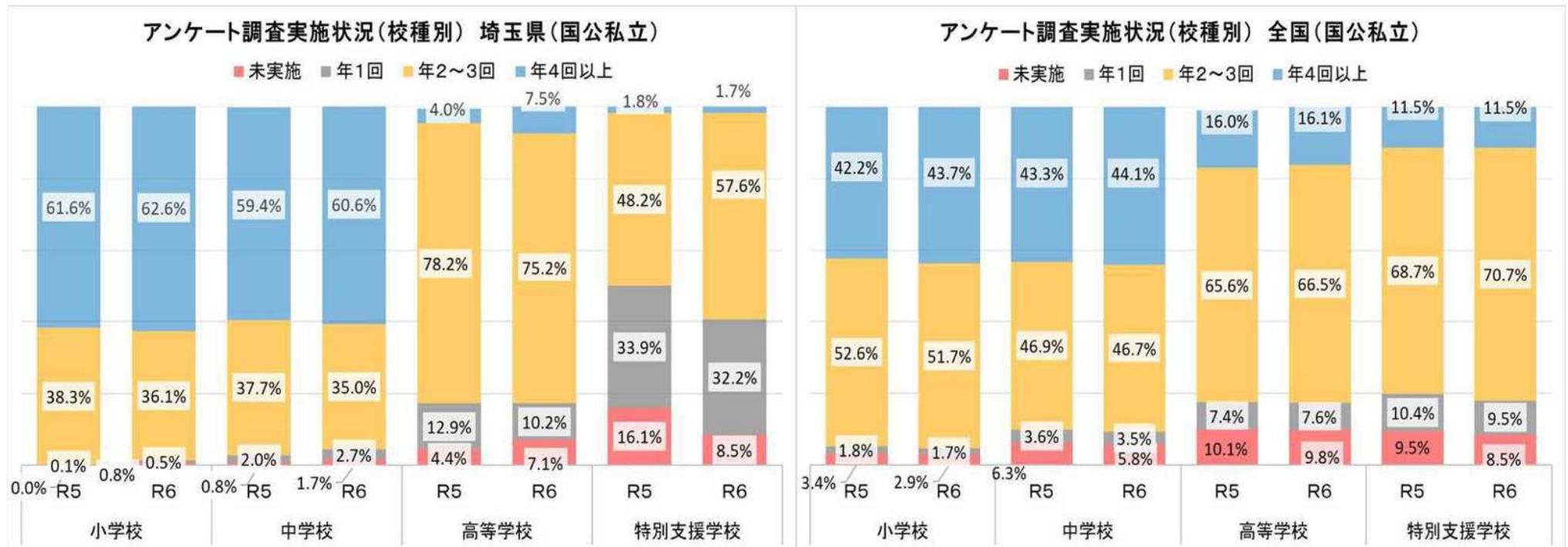


2-1 いじめの発見のきっかけ



- いじめ発見のきっかけは、すべての校種において「アンケート調査など学校の取組により発見」する割合が高く、特に小学校においては53.0%を占めている。
- 中学校においては「当該生徒の保護者からの訴え」が増加（6.1ポイント増）、高等学校においては「本人からの訴え」が増加（4.1ポイント増）。
- 特別支援学校においては、「アンケート調査などの学校の取組により発見」する割合が昨年度と比べ大きく増加（41ポイント増）。

2-2 いじめの実態把握のための アンケート調査実施状況



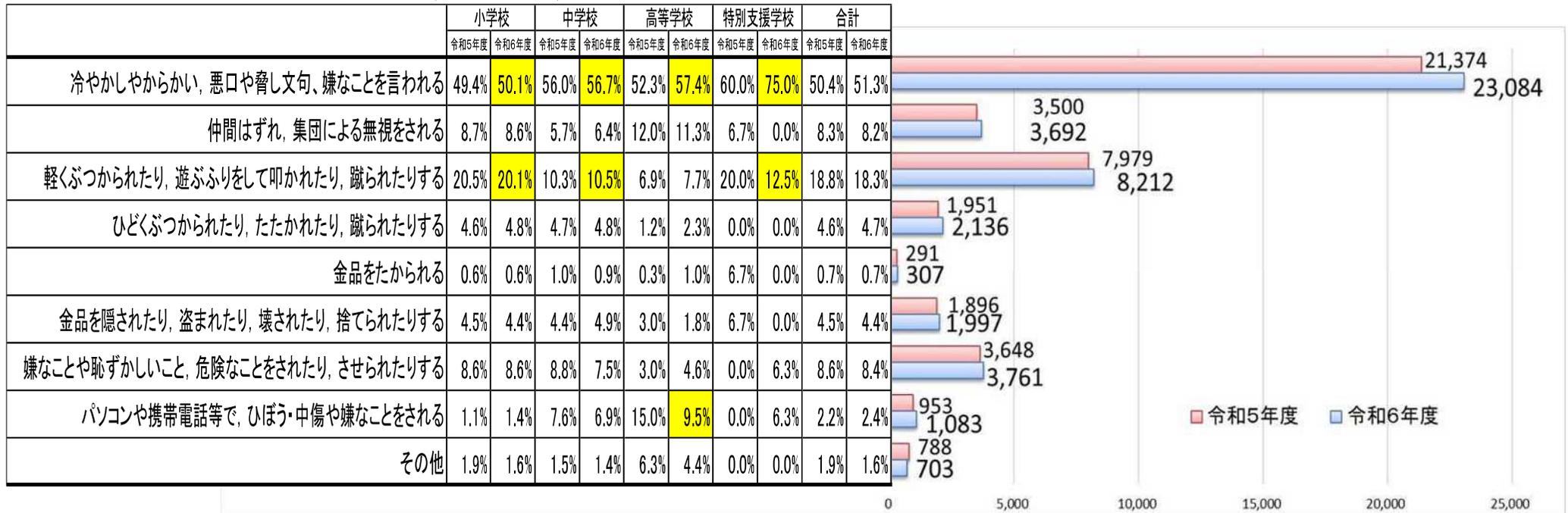
- 小学校及び中学校においては、アンケートを年4回以上実施している割合が高い。
- 特別支援学校において、複数回実施している学校の割合が増加している。

3 いじめの態様

3 いじめの態様 埼玉県（国公立）*複数回答可

構成比

件数比



- すべての校種において、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 小学校、中学校及び特別支援学校においては、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多い。
- 高等学校においては、全校種で最も「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多い。

4 いじめの重大事態の発生件数

4 いじめの重大事態の発生件数 埼玉県(国公立)

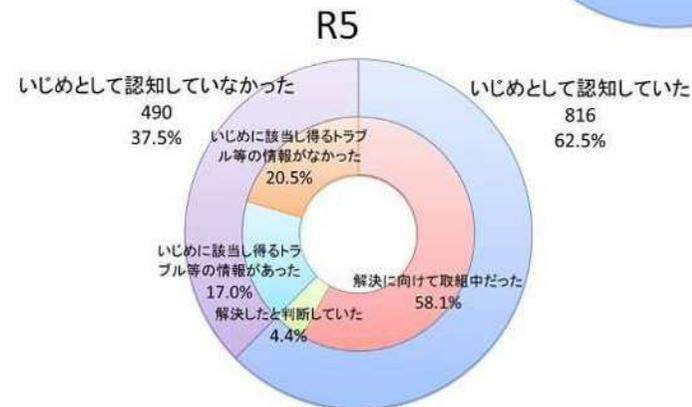
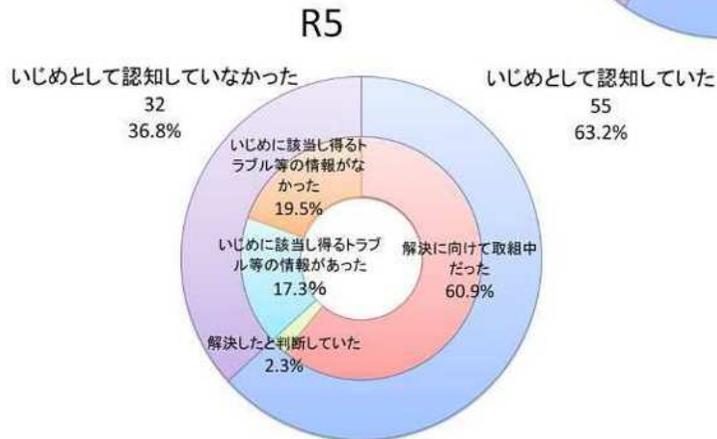
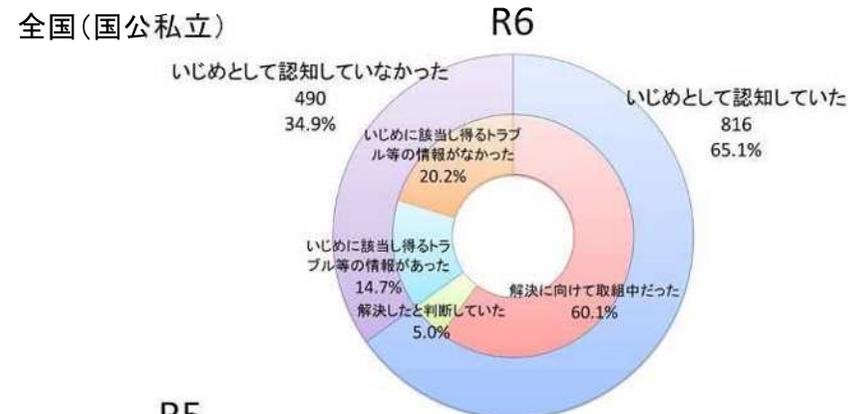
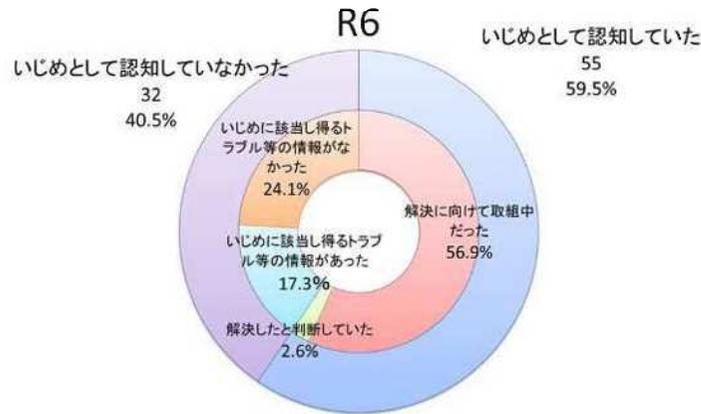
	年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	R6年度	57	39	11	0	107
	R5年度	41	34	8	0	83
重大事態発生件数(件)	R6年度	62	43	11	0	116
	R5年度	44	35	8	0	87
うち、第1号	R6年度	39	29	8	0	76
	R5年度	17	15	6	0	38
うち、第2号	R6年度	42	22	4	0	68
	R5年度	37	25	4	0	66

第1号:「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」
 第2号:「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」
 ※1件の重大事態が、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同項第2号の両方に該当する場合は、それぞれ両方に計上されている。

- 重大事態の発生件数は116件で、前年度より増加している（前年比1.33倍）。
- 校種別では、小学校において特に増加している。
- 1号案件が増加している（前年比2倍。令和5年度件数は前年比1.31倍）。

5 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況

5 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 埼玉県(国公立)



○重大事態のうち、「いじめとして認知していなかった」が前年度より増加（3.7ポイント）。
また、「いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった」割合も前年度より増加(4.6ポイント)。

令和6年度調査結果に基づくいじめ問題の現状の捉え方と取組の方向性

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p>1 認知件数</p> <p>埼玉県（国公立） 認知件数 38,138 件 （R5 年度 36,321 件）</p> <p>国（国公立） 認知件数 769,022 件 （R5 年度 732,568 件）</p> <p>・児童生徒 1,000 人当たり</p> <p>埼玉県（国公立） 53.6 件（R5 年度 50.7 件）</p> <p>全 国（国公立） 61.3 件（R5 年度 57.9 件）</p>	<p>・埼玉県のいじめ認知件数は 38,138 件で全国と同様に前年度と比べ増加した。</p> <p>・法の理解が進み、いじめと疑われる事案に対し、学校として法に則った積極的な認知が行われたこと、アンケート調査や教育相談体制の充実による丁寧な見取りが認知件数増加の要因であると考えられる。</p> <p>・引き続き、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の取組も含め、法に基づき、学校全体で組織的な対応の徹底を目指すべきと考えている。</p> <div data-bbox="669 820 1599 1046" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>いじめの定義</u></p> <p>「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p> </div>	<p>・教職員を対象とした研修等を通じて、いじめの定義等の理解促進を図り、適切な認知及び組織的対応が徹底できるよう引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>・いじめ未然防止事業として実態調査や教育プログラムを継続的に実施していく。</p>

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p><u>2 いじめ発見のきっかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「アンケート調査など学校の取組により発見」の割合 埼玉県（国公立） 47.7%（R5年度 50.5%） ▪ 「本人からの訴え」の割合 埼玉県（国公立） 20.0%（R5年度 18.5%） ▪ 「当該児童生徒の保護者からの訴え」の割合 埼玉県（国公立） 15.6%（R5年度 14.7%） ▪ 相談機関等からの情報 埼玉県（国公立） 68件（R5年度 32件） 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いじめ発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」する割合が高い。 引き続き、いじめを早期発見するための一つのツールであるアンケート調査の実施方法、頻度等について見直しを継続的に行う必要がある。 ▪ アンケートや学校の教職員以外からの情報による発見では、「本人からの訴え」や「当該児童生徒の保護者からの訴え」が多い。 これは、児童生徒や保護者へいじめの理解が今まで以上に広がった結果であると捉えられる。 ▪ 相談機関等からの情報が発見のきっかけとなる場合が増加傾向にある。児童生徒のコミュニケーションツールの変化を踏まえ、引き続き、実態に合った相談しやすい環境を充実させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 学校内において児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境を整える。 ▪ 学校の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく学校のいじめ問題への対応について入学時などに周知を図る。 ▪ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を推進する。 ▪ 児童生徒や保護者に向けて SNS を活用した相談窓口など、学校外の相談機関の更なる周知に努める。

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性																								
<p>3 いじめの態様 埼玉県（国公立）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる」 23,084件 (R5年度 21,374件) <p>・「ネットいじめ」の割合 埼玉県（国公立）</p> <table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>1.4%</td><td>(R5 1.1%)</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>6.9%</td><td>(R5 7.6%)</td></tr> <tr><td>高校</td><td>9.5%</td><td>(R5 15.0%)</td></tr> <tr><td>特支</td><td>6.3%</td><td>(R5 0.0%)</td></tr> </table> <p>全 国（国公立）</p> <table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>1.9%</td><td>(R5 1.8%)</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>9.3%</td><td>(R5 9.2%)</td></tr> <tr><td>高校</td><td>13.9%</td><td>(R5 15.5%)</td></tr> <tr><td>特支</td><td>7.5%</td><td>(R5 8.2%)</td></tr> </table>	小学校	1.4%	(R5 1.1%)	中学校	6.9%	(R5 7.6%)	高校	9.5%	(R5 15.0%)	特支	6.3%	(R5 0.0%)	小学校	1.9%	(R5 1.8%)	中学校	9.3%	(R5 9.2%)	高校	13.9%	(R5 15.5%)	特支	7.5%	(R5 8.2%)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての校種において「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる」が最も多い。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「冷やかしからかいなど」が多い背景には、以下の要因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害となる児童生徒自身がいじめの行為と認識していないものが多い。 </div> <ul style="list-style-type: none"> いじめの背景には、人間関係や家庭環境、発達上の課題や精神面の不安定さ、学習への取り組み状況など、様々なものと捉えられる。 「ネットいじめ」は校種が上がるにつれて全体件数に占める割合が高くなる。 児童生徒のICT活用は当たり前の時代となった。児童生徒がICTを正しく活用できるよう児童生徒や保護者等に啓発する取組を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の他者を思いやる心や人権感覚を育成する指導を進める。 児童生徒が抱えているいじめにつながる背景に目を向けた指導及び支援に努める。 SNSを含めインターネットの適正利用方法等について、児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる機会適切に指導していく必要がある。 「ネットいじめ」は大人や教師の目の届きにくい場で行われるため、保護者等への啓発も進めていく必要がある。
小学校	1.4%	(R5 1.1%)																								
中学校	6.9%	(R5 7.6%)																								
高校	9.5%	(R5 15.0%)																								
特支	6.3%	(R5 0.0%)																								
小学校	1.9%	(R5 1.8%)																								
中学校	9.3%	(R5 9.2%)																								
高校	13.9%	(R5 15.5%)																								
特支	7.5%	(R5 8.2%)																								

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性																				
<p>4 重大事態</p> <p>埼玉県（国公立） 116 件 （R5 年度 87 件）</p> <p>全国（国公立） 1,405 件 （R5 年度 1,306 件）</p> <p>重大事態の件数（内訳）</p> <table border="1" data-bbox="237 512 645 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>小</th> <th>中</th> <th>高</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>62</td> <td>43</td> <td>11</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>44</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>7</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 埼玉県（国公立） いじめとして認知していた 59.5%（R5 63.2%） いじめとして認知していなかった 40.5%（R5 36.8%）</p>		小	中	高	合計	R6	62	43	11	116	R5	44	35	8	87	R4	20	25	7	52	<p>・ 重大事態の発生件数が増加している。これは法の理解や保護者の意向を尊重した対応がなされたことが背景と考える。一方で、学校のいじめの認知や組織的な対応の不備等の課題もあったことが考えられる。</p> <p>・ 重大事態となった事例では、その調査報告書の中で、以下のような課題が報告されており、引き続き学校全体で組織的に対応できる体制を充実させていく必要がある。</p> <p>①生徒等の訴えを生徒間のトラブルと捉え、いじめとして早期に対応しなかった。</p> <p>②いじめが発生した初期対応の段階で、教員が問題を一人で抱え込んでしまい、情報を共有するのが遅れてしまうなど、学校による組織的な対応を取らなかった。</p> <p>③人間関係づくりに課題がある生徒や他人を思いやる心や人権意識に課題のある生徒がいる。（例：軽い気持ちでからかう行為、SNS に誹謗中傷する内容を書き込む行為等）</p> <p>・ 重大事態のうち、59.5%は重大事態と把握する以前にいじめとして認知していたが、40.5%はいじめとして認知していなかった。また、そのうち「いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった」ものが 24.1%であり、「いじめに該当し得るトラブル等の情報があった」ものが 17.3%であった。</p>	<p>・ 教職員を対象とした研修などを通じて、全ての教職員がいじめ防止対策推進法に基づく適切な対応を行えるよう、同法をはじめ、ガイドライン等の内容の理解の徹底、事例集の周知・活用の推進を図る。</p> <p>・ 教育相談体制の充実及び窓口の周知に努める。</p> <p>・ ソーシャルスキルを高める授業など、児童生徒の他人を思いやる心や人権意識を育む指導を進める。</p> <p>・ 欠席し始めた頃から登校支援に取り組むとともに、トラブル等はなかったか児童生徒の保護者から情報を収集するなど、重大事態に至らないよう早期発見・早期対応に努める。</p>
	小	中	高	合計																		
R6	62	43	11	116																		
R5	44	35	8	87																		
R4	20	25	7	52																		

令和7年度いじめ未然防止事業について

R7.12.24 生徒指導課

1 現状と課題

<現状>

- 埼玉県内のいじめ認知件数が年々増加
- 初期対応が遅れたことにより重大事態へ発展する事案が発生

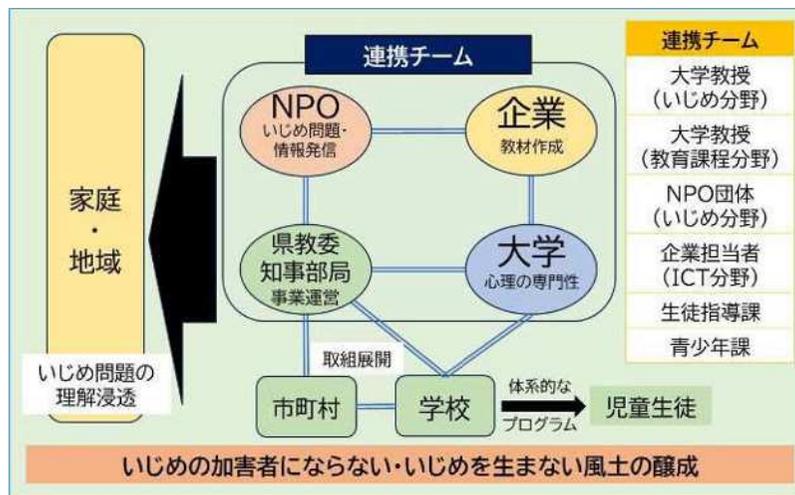
<課題>

- 児童生徒のいじめ等に関する状態を発見する手段が不足
- 児童生徒のいじめの認識や対処法の不足によるいじめ加害の増加

2 事業概要と連携イメージ

<国の事業を活用>

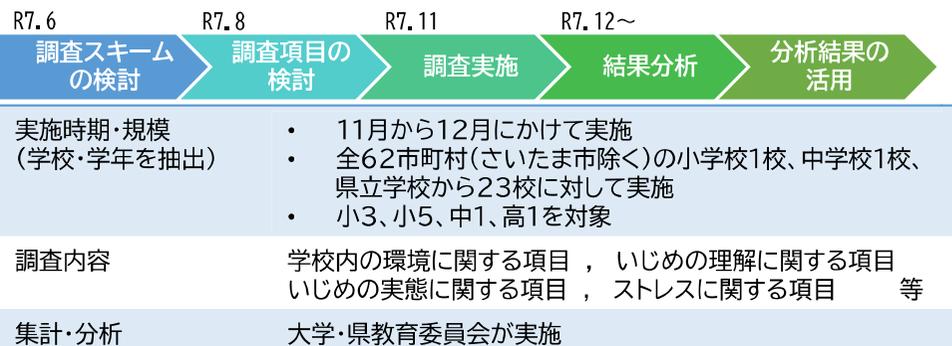
- ◆ いじめの現状を把握するための**実態調査**を実施・分析
- ◆ いじめ未然防止のための**教育プログラム**を作成・実施
- ◆ 大学やNPO法人等と連携し、実態調査の調査項目を作成・実施
- ◆ 大学や民間企業と連携しプログラム作成・実施の支援体制を構築



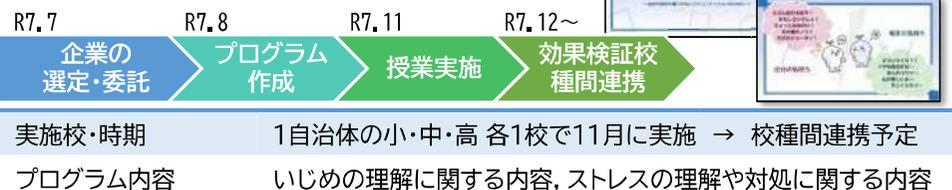
3 連携先

- ◆ いじめ・心理分野 早稲田大学 , NPO法人 ストップいじめ！ナビ
- ◆ 教育課程分野 昭和女子大学
- ※ プログラム作成にあたり企業を選定し委託

4 いじめ実態調査の実施



5 教育プログラムの実施



6 次年度への見通し

- ◆ いじめ実態調査の分析結果を踏まえた教育プログラムの構築
- ◆ いじめ実態調査の継続実施



いじめの重大化を防ぐための 留意事項集・研修用事例集について

令和7年11月21日

第5回いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議



こどもみんなの
こども家庭庁

いじめの重大化要因等の分析・検討会議

1 背景

- 令和5年度のいじめの重大事態の発生件数は、過去最多の1,306件となり、極めて憂慮すべき状況
 - こうした状況を受けて、令和6年11月の「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」で、「いじめ防止対策の更なる強化について」が取りまとめられ、**重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設**が盛り込まれる
 - 令和7年1月、こども家庭庁及び文部科学省共同で、「**いじめの重大化要因等の分析・検討会議**」を開催
- ⇒ 令和7年11月、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」と「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を取りまとめ・公表

2 会議概要・分析対象

- 令和7年1月から9月まで、**計9回開催**
- 国で収集した重大事態調査報告書の分析を行い、分析の結果得られた**いじめの端緒・予兆や重大化要因等を各学校の設置者及び学校における未然防止等に活用することを目的**とする
- 国に提供された重大事態調査報告書のうち、**32の調査報告書を対象に分析**。選定基準は次のとおり
 - ① こどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事例(相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事例も含まれる)
 - ② 公平性・中立性が確保された組織(第三者委員会)によって調査が行われた事例
 - ③ 調査報告書の記載内容から分析が可能な事例

3 構成員

○:座長

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 新井肇 | 関西外国語大学外国語学部教授 |
| 石川悦子 | こども教育宝仙大学教授 |
| ○ 清原慶子 | 杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長 |
| 栗山博史 | 弁護士(神奈川県弁護士会所属) |
| 澤田真由美 | (株)先生の幸せ研究所代表取締役 |
| 野澤和弘 | 植草学園大学副学長(教授)
(一社)スローコミュニケーション代表 |
| 村宮汐莉 | 地域・教育コーディネーター |
- <分析実務担当事業者>
公益社団法人 子どもの発達科学研究所

いじめの重大化を防ぐための留意事項集(概要) ①

1 特徴

- 「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」(令和7年1~9月)において、32の重大事態調査報告書を、
 - ・ いじめの重大化を防ぐための対応
 - ・ いじめの重大化につながり得る要素・特徴という観点から分析し、**得られた留意事項を15項目に整理**
- 各留意事項は、**概要、報告書から読み取れた重大化のプロセス、対応のポイント、チェック項目**から構成
- 留意事項とは別に、いじめの防止・重大化予防に向けて**日頃から全ての学校・学級において意識すべき4つの視点**を「**いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり**」として掲載
- また、「**社会総がかりでいじめの防止に取り組む**」という基本的な考え方に立って、**こどもたちと、こどもに関わる大人(教職員・教育委員会等、首長部局、保護者、地域住民)**に向けた、**いじめの防止・重大化予防のために必要な視点や行動に係るメッセージ**を掲載

2 目次

I 留意事項

1 いじめの重大化を防ぐための対応

- 【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- 【1-2】言葉以外のサインの察知
- 【1-3】特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解
- 【1-4】特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 【1-5】児童生徒が傍観者にならないための環境づくり
- 【1-6】いじめ対策における組織的対応
- 【1-7】いじめを行った児童生徒への対応
- 【1-8】地域の関係機関との連携
- 【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策
- 【1-10】法、基本方針、ガイドラインに基づく対応

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

- 【2-1】教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ
- 【2-2】進級・進学、転校等の環境の変化
- 【2-3】交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- 【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ
- 【2-5】閉鎖的な集団におけるいじめ

II いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり

III こどもたちと、こどもに関わるおとなの皆様へのメッセージ

いじめの重大化を防ぐための留意事項集(概要) ②

I 留意事項例(一部を抜粋)

1 いじめの重大化を防ぐための対応

●【1-1】児童生徒の言葉の聞き取りと深い理解に基づく対応

- 児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えがあったとき等には、本人が安心できる環境で個別に話を聴くなど、まずはしっかりと当該児童生徒の話を傾聴すること
- 既に深刻な状況に陥っている可能性もあることを念頭に、児童生徒が置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応策を検討すること

●【1-5】児童生徒が傍観者にならないための環境づくり

- いじめを見て見ぬふりすることで、いじめに暗黙の了解を与える傍観者が、いじめをエスカレートさせる場合があること
- 普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや生徒同士で支え合うことができる環境をつくること

●【1-8】地域の関係機関との連携

- 学校だけでは対応できないと判断するいじめ事案について、適切な時期に地域の専門機関(医療、福祉、行政、警察など)と連携し、支援を得ることを検討すること
- その前提として、日常的に関係機関との顔の見える関係を作っておくこと

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

●【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ

- インターネットやSNSを利用する際のリテラシーや、困ったときには身近な大人に助けを求めることの重要性を伝えること
- 保護者や教職員がインターネットやSNS上のトラブルを認知したときは、積極的に問題の把握や支援を行うこと

II いじめの防止・重大化予防のための全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり

- いじめの防止・重大化予防のためには「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」を心がけることが必要であり、そのために意識すべき4つの視点は以下のとおり。
 - ① 多様性に配慮した学校・学級づくり
 - ② 対等で自由な人間関係を構築する居場所としての学校・学級づくり
 - ③ 自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む
 - ④ 「困った、助けてほしい」と言える環境づくり
- これらの視点は、校長・副校長・教頭等の管理職を中心に教職員が一体となって学校経営の中でしっかりと意識し、それに基づいた学年の取組や学級・ホームルーム経営が行われることが重要

III こどもたちと、こどもに関わるおとなの皆様へのメッセージ

- **こどもたちへ**
自分のことや友だちのことで困ったときは、迷わず周りの大人に相談してほしい。(※こども家庭庁・文部科学省HPの相談窓口も案内)
- **教職員・教育委員会等の皆様へ**
こどもが見せる「小さなサイン」に気づき、丁寧に向き合うことが、いじめの重大化の予防にとって重要である。
- **首長部局の皆様へ**
教育委員会と連携して、いじめの防止・重大化予防に主体的に関わっていただきたい。
- **保護者の皆様へ**
こどもの様子が気になったときは、こどもの話を時間をかけて傾聴し、いじめの心配がある場合は、学校に伝えていただきたい。
- **地域の皆様へ**
いじめの問題は「学校だけの問題」ではないため、地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、こどもを見守っていただきたい。 3

いじめの重大化を防ぐための研修用事例集(概要)

1 特徴

- 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」における15の留意事項を踏まえ、**研修で活用できる事例集**を作成
- 小学校・中学校・高等学校について2事例ずつ、**計6事例**を用意。発達段階や研修のねらい等に即して活用
- 各項目は、**事例**、**ワークシート**、**想定される回答例**、**解説**から構成
- 解説については、「**いじめ防止対策推進法・いじめの防止等のための基本的な方針等の関係箇所に関する解説**」と、「**事例に即した解説・協議のポイント**」と題した、**留意事項集に即した解説**の2種類に分けて整理

2 目次

※ 《》は、対応する留意事項

1 小学校教職員向け

【事例①】 発達の特性によるコミュニケーションの行き違いから生じたいじめ事案 《1-3、1-4、1-8、1-9、2-1》

【事例②】 地域で気付かれたサインと学校の対応のずれ 《1-1、1-2、1-6、1-8、1-9》

2 中学校教職員向け

【事例③】 担任の思い込みと聴き取り不足による対応の遅れ 《1-1、1-2、1-7、2-1》

【事例④】 進学直前に起きたSNSいじめと学校の対応 《1-10、2-2、2-4》

3 高等学校教職員向け

【事例⑤】 部活動の閉鎖的な環境におけるいじめ事案 《1-5、1-6、2-5》

【事例⑥】 固定化した人間関係における性的ないじめと学校の対応 《1-7、1-8、2-3、2-4》

令和7年度埼玉県いじめ問題対策会議について

参考資料

1 日時

令和7年12月24日（水） 11：00～12：00（WEB開催）

2 目的

こどものいじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶を図る。

3 組織

副知事（議長）、県民生活部長（副議長）、埼玉県都市教育長協議会会長、埼玉県町村教育長会会長、埼玉県高等学校長協会会長、一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会会長、埼玉県高等学校PTA連合会会長、さいたま地方法務局人権擁護課長、統括参事、総務部長、福祉部長、保健医療部長、副教育長、教育局県立学校部長、教育局市町村支援部長、警察本部生活安全部長

4 議題

- ・ 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（埼玉県）について
- ・ 令和6年度調査結果に基づくいじめ問題の現状の捉え方と取組の方向性（案）について